

振動特定施設の一覧（茨城県生活環境の保全等に関する条例）

1	金属加工機械	
	イ	液圧プレス（矯正プレスを除く。）
	ロ	機械プレス（呼び加圧能力が294kN以上のものに限る。）
	ハ	鍛造機
	ニ	動力切断機
2	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が7.5kw以上のものに限る。）	
3	建設用資材製造機械 コンクリートプラント（気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のものに限る。）	
4	木材加工機械	
	イ	ドラムバーカー
	ロ	チップパー（原動機の定格出力が2.25kw以上のものに限る。）
5	鋳造型機（ジョルト式のものに限る。）	
6	建設又は建築の現場工事に用いるもの（同一の場所において引き続き30日以上作業する場合に限る。）	
	イ	くい打ち機（動力を用いるものに限る。）
	ロ	さく岩機